

## 令和元年度第3回水道事業運営審議会

### 1 開催日時

令和2年2月17日（月）午後2時30分～4時30分

### 2 開催場所

柏市泉町1-31

N T T 東日本(株)東葛営業支店会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

堀田委員，山田委員，中島委員，阿部委員，小宮山委員，清水委員，根本委員，後藤委員，三好委員，相田委員，秋田委員，永井委員

#### (2) 事務局

吉川水道事業管理者，荒巻総務課長，添田給水課長，柳本配水課長，宇賀野浄水課長・水道技術管理者，他

### 4 議題

(1) 平成30年度柏市水道事業会計決算について

(2) 水道部庁舎再整備について

### 5 報告事項

(1) 水道料金滞納の提訴について

(2) 令和2年4月民法改正への対応について

(3) 台風に伴う被害対応及び他市への応援について

(4) 有資格業者の措置（指名停止等）について

### 6 議事

(1) 平成30年度柏市水道事業会計決算について

質疑

（山田委員）

Q.給水人口が増えているのにも関わらず，給水申込金がH29よりもおよそ1億3千万円減収したのはなぜか。

A.給水申込金は，建築確認をする前に申込する場合がほとんどであり，建物完成前に調定処理を行う。そのため，人口の張り付きとお金の動きにタイムラグがあるため，結果としてH30の方がH29より少なかったということである。

・損益勘定留保資金がなくなる可能性はあるのか。

➡減価償却費を毎年約20億円計上している。しかし、減価償却費は実際の支出を伴わない費用であるため、資本的収入が仮にゼロであったとしても、資金繰りには影響ないこととなる。

（堀田会長）

・水道事業ビジョンでは損益勘定留保資金は平成72年頃資金不足となる見込みであるが、ビジョンと比較して現在の損益勘定留保資金は計画通りであるのか。

➡給水人口の増加率が当初の計画より多く、そのことに伴い、損益勘定留保資金の減少は少なくなっている。

（堀田会長）

・建設改良費の支出は過年度と比較して、少し多かったがなぜか。また、施設の健全度は保たれていると判断していいのか。

➡建設改良費は管路の更新工事のみでなく、水源地の設備更新工事も含まれる。これらの工事は、複数年度にまたがる大規模工事であるため例年より支出が少し多かった。また、健全度については、建設改良費の工事は基本的に更新計画によって行われているため、安全性は保たれていると考えられる。

## （2）水道部庁舎再整備について

### 質疑

（相田委員）

・今後の建築工事における周辺住民への配慮などは予定しているのか。

➡建築工事開始に伴い改めて行うわけではないが、毎月工事の案内を戸別にお知らせしている。また、問い合わせがあった際は、その後同じような内容の問い合わせがないよう、工事業者と連携し施工方法や機械をかえるなどを行い対応している。また、施工計画も当初の設計をそのまま行うのではなく、現場の状況等に対応し適宜修正をし行う工夫をしている。今後、建築

工事に向けて事前にとすることは今のところ行っていない。

(堀田会長)

・解体工事中の民家へ瓦礫が飛んでしまったトラブルについては、事前に安全計画等の対応はしていなかったのか。

➡安全性確保の計画については事前に行っていたが、発注者および受注者の両方で予期していないトラブルであった。該当の住人には、紳士的な対応をいただいた、多くの意味で今回の工事では近隣住民に助けてもらっている。その後も、仮囲いの上部へ安全幕を用意するなど、より厳重な安全対応を行った。今後このようなトラブルはないよう努めたい。

(3) 水道料金滞納の提訴について  
質疑等なし

(4) 令和2年4月民法改正への対応について  
質疑

(山田委員)

・時代の流れもあり電話のみでの契約を行わないというのは、やむを得ないことなのだろうか。

➡電話のみで契約ができるという利便性を上げた一方で、電話のみでは証拠等が残らないという質をさげているという問題がある。給水契約は年間約27,000件あり、その内の約9割が電話契約である。すべて郵送にて対応することになると郵送料が莫大となる。よって、録音での対応とした方が、コスト的および利便的に採用することとった。

(永井委員)

・電話による給水契約件数はどれくらいか。

➡年間約27,000件あり全体の9割程度である。

(根本委員)

現在、サービス向上のために録音をする企業が多いので賛成である。

(5) 台風に伴う被害対応及び他市への応援について

質疑

(根本委員)

・自家用発電装置がなくリースにて対応というのは、本当か。

➡各水源地には自家用発電装置が整備されているが、庁舎再整備によって事務所棟には同様の装置が一時的にないため、先の台風にはリースで対応した。また、各応急給水所には小型の発電機を配備済み。庁舎事務所棟には次年度に1年数カ月に渡りリースで確保できるよう検討している。

(根本委員)

・給水車の容量は？

➡2 t 車が3台、1 t 車が1台である。

(山田委員)

・給水車の運転を担う人材について課題はあるか？

➡道路交通法の改正で普通運転免許では2 t の給水車は運転できない。オートマチック車限定の免許所持者も増加していることから、2 t の給水車が運転できるマニュアル車を運転できる準中型免許取得の助成を計画している。

(6) 有資格業者の措置（指名停止等）について

質疑

(山田委員)

・石綿セメント管とはアスベストのことか。まだ、たくさん残っているのか。

➡まだ北部の区画整理区域で残っており、その撤去は、区画整理事業の進捗に合わせて改良工事をしていく予定である。

(堀田会長)

・工事の立ち合いの体制はどのようになっているのか。

➡工事期間中、常時立ち合いをしているのではなく、主に工程の節目に行っている。また、施工管理も写真によって行われる場合もあるため、その場で見抜くことは難しい。

傍聴者なし